

会則

第1章 総則

第1条（名称）

京都モルックの会（以下、当会という）を正式名称とします。

第2条（目的）

初心者からプロ、子供からお年寄りまで参加する幅広い会員の連携協力によって、モルックに関する技術、コミュニティーの発展を図ると共に、モルックを通じて、地域や社会に貢献することを目的とし、一般社団法人日本モルック協会の理念に従い行動します。

第3条（活動内容）

1. 定例会日程

- ・奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月） 第4土曜日
- ・偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月） 第4日曜日

当会の週の始まりは月曜日とします。

臨時練習会を行う場合はFaceBook、twitterで発信します。

2. 時間

- ・夏季 09：00～19：00
- ・冬季 09：00～17：00

3. 場所

- ・晴天 三條坊町児童公園（三条春日）
- ・雨天 下海印寺西条公園

場所の変更をする場合は、FaceBook、twitterで発信します。

4. 内容

- ・体験会
- ・練習会
- ・ミニ大会

5. 参加方法

- ・定例会 当会の HP より申し込みを行うものとします。
- ・臨時練習会 申し込みは不要です。

第2章 役員

第4条（規定）

1. 役職

当会の運営を円滑に遂行する為、以下の役員を配置します。

- ・会長 各部を統括し、イベント企画、渉外活動等を行います。
- ・副会長 会計、経理を行います。また、会長が不在の場合は会長代理として全体を統括します。
- ・総務部長 データの管理、書類の作成を行います。
- ・広報部長 SNS を中心に広報活動を行います。
- ・IT 部長 HP など、web 全般の業務を行います。

2. 役務

役員は相互間の連携を密にして会の円滑な運営を図る為に協力をしなければなりません。

3. 任期と選出

役員の任期は1年間とし、年度末に以下の方法で役員を選出します。

- ・会長 前年度の役員会の無記名投票により選出します。
- ・副会長 前年度の役員会の無記名投票により選出します。
- ・各部長 選出された会長・副会長が協議の上選出します。
会事情により、役員の選出をしない場合もあります。

4. 補佐

役員以外の正会員、準会員は役員補佐として活動を支援します。

5. 役員総会

役員総会は、3か月に1度の頻度で会長が議長となり開催します。ただし通知により日時および場所を変更することができます。そのほか、必要に応じ臨時に役員総会を開催することとします。

6. 外部アドバイザー

当会の目的の遂行、運営が円滑に執り行えるよう、選出された会長が外部アドバイザーに支援を依頼し、アドバイスを受けるものとします。

第3章 会員

第5条（入会）

当会の目的、活動を理解し、書面もしくはフォームにより申し込み、入会金の納入が完了次第、入会とします。会長はその申し込みに対し正当な事由がない限り、入会を認めなければなりません。

第6条（会員種別）

会員の種類は以下の通りとします。

- ・正会員
- ・準会員
- ・学生会員（学生証の提示が必要となります）
- ・キッズ会員（小学生以下）
- ・ドロップイン会員

第7条（所属）

- ・正会員 当会に直接所属する者とします。
- ・準会員 他団体に所属する者、もしくは団体に所属しない者とします。
- ・学生会員 当会に直接所属する者としますが、学校内でサークルや同好会等に所属し活動を行うことができるものとします。
- ・キッズ会員 当会に直接所属する者とします。
- ・ドロップイン会員 体験会、練習会への当日のみ参加する者とします。

第8条（会費）

会費は定例会、臨時練習会へ参加する際に必要となり、会員種別により異なります。

- ・正会員
 - 入会費 金 3,000 円也
 - 年間費 金 2,000 円也
 - 参加費 なし（都度の徴収はありません）

・準会員

入会費 1,000 円也

年間費 なし

参加費 金 200 円也 (参加の度に都度徴収させていただきます)

・学生会員

入会費 金 1,000 円也

年間費 金 1,000 円也

参加費 なし (都度の徴収はありません)

・キッズ会員

入会費 金 500 円也

年間費 なし

参加費 なし (都度の徴収はありません)

・ドロップイン会員

入会費 なし

年間費 なし

参加費 金 300 円也 (参加の度に都度徴収させていただきます)

第9条 (会費の使用用途)

会員により納入された入会金、年間費、参加費は、当会を円滑に運営するための費用(雑品購入費、会場費、賛助会員費)に使用されます。

第10条 (休部・退会)

休会

- ・理由、期間を会長に直接口頭で申出てください。
- ・休部期間は最長1年間とし、それ以降も休部する場合は再度申出ることとします。

退会

- ・理由を会長に直接口頭で申し出てください。
- ・退会した場合の入会金、年間費の返金はありません。

第11条 (禁止事項)

- ・日本国憲法及び各種法令に違反してはなりません。
- ・競技に対し、金品などを賭ける賭博ならびに八百長行為、不正行為などを行ってはいけません。

- ・当会に許可なく、当会の情報を外部に漏洩してはいけません。
- ・当会の信用、モルックの品位を著しく傷付ける行為は行ってはいけません。
- ・Tactic®社製以外のモルックを使用し競技を行ってはいけません。
- ・許可なく肖像権、著作権などの権利の侵害、商標などの無断使用をしてはいけません。
- ・正会員、学生会員、キッズ会員は当会以外の団体に所属してはいけません。ただし、日本モルック協会へスタッフとして所属することはこの限りではありません。ただし、準会員は他団体に所属することができます。

第12条（退会勧告）

次の場合は、会長より退会勧告することができます。

- ・前11条の禁止事項に反する者。
- ・会費の支払いを怠った者。
- ・モラル違反、著しくコミュニティの秩序を乱すと会長が判断した者。

第4章 イベント企画

第13条（企画立案実施）

当会におけるモルックの大会、企画は役員会により立案されるものとします。立案された内容は、役員を中心に開催するものとします。

第14条（費用）

モルック大会や企画にかかる費用は会費や参加費より捻出しますが、規模の大きさや参加人数によっては会員より追加で徴収する場合があります。

第5章 個人情報の保護

第15条（方針）

当会は別段の定めをしている場合を除き、運営上取扱う会員や関係者などの特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」といいます）の取扱いについて、以下のとおり「個人情報保護方針」を定めその保護に努めます

【個人情報の取得について】

- ・個人情報の取得は適法かつ公正な手段によって行います。

【個人情報の利用について】

- ・取得する個人情報の利用目的をできるだけ特定し明らかにします。
- ・個人情報の利用は、利用目的の範囲内で、具体的な業務に応じて権限を有する者が、運営上必要な範囲内で行います。

【個人情報の第三者への開示・提供について】

以下の場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示・提供することはいたしません。

- ・個人を識別することができない状態（統計資料等）で開示・提供する場合
- ・運営上必要な範囲内で、関係先に開示・提供する場合
- ・法令等に基づく場合

【個人情報の管理(安全管理措置)について】

- ・個人情報に対する不正アクセス、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などを防止するため、適切な安全対策を講じます。
- ・個人情報の取扱いに関する規定を定め着実に実行するとともに、継続的に改善していきます。

【個人情報の開示、訂正、利用停止などについて】

・自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止などの要請があった場合には、ご本人であることを確認の上で対応し個人情報に関する質問及びクレーム処理を含むお問合せは「総務部」でお受けいたします。

【法令等の遵守】

・個人情報の取扱いに係る法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護方針の内容を継続的に見直し改善に努めます。

第6章 反社会的勢力の排除

第16条（反社会的勢力の排除）

当会は、役員（会長、副会長、各部長、補佐又はこれらに準ずる者をいう。）又は会員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

- ・反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

- ・反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

役員及会員は、自ら又は第三者を利用して以下の一つにも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害

第5章 その他

第17条（会則の変更）

当会の会則の変更は役員会の過半数の同意を経て、変更できるものとします。

制定 2020 年 12 月 14 日